

# 国家資格の受験資格取得のための要件に対する 主な意見と事務局提案について

社会のリカレント教育推進の視点から、大学の学部を必ずしも卒業せずに言語聴覚領域を専門とする大学院に入学する場合や、いくつかの養成所等の在籍歴から結果として言語聴覚士の養成に当たり厚生労働大臣の指定する科目が履修済みとなっている場合があり得る。昨今の国家試験において、以下の事例が法第33条第4号としての受験申請があったことから、今後も想定されるケースごとに考え方の整理を行う。

- 事 例**
- (例1) A大学看護学部を卒業した後、B大学大学院言語聴覚研究コースの課程を修了。  
 (例2) 歯科衛生士養成教育をC短期大学(3年)で受けて卒業後、歯科衛生士として臨床従事し、D大学院の口腔生命福祉学専攻(2年)にて修士を取得。その後にE大学院の言語聴覚障害コース(2年)において厚生労働大臣の指定する科目を履修。

## (参考1) 言語聴覚士法

### 法第33条第4号関係

学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣の指定する科目<sup>1)</sup>を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者<sup>2)</sup>

#### 1) 言語聴覚士法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目

言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第33条第4号の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する科目を次のとおり定める。

- |                                                           |                                 |                       |       |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------|-----------------------|-------|
| 1 基礎医学(医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。)                             |                                 |                       |       |
| 2 臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。) |                                 |                       |       |
| 3 臨床歯科医学(口腔外科学を含む。)                                       | 4 音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む。) |                       |       |
| 5 臨床心理学                                                   | 6 生涯発達心理学                       | 7 学習・認知心理学(心理測定法を含む。) | 8 言語学 |
| 9 音声学                                                     | 10 言語発達学                        | 11 音響学(聴覚心理学を含む。)     |       |
| 12 社会福祉・教育(社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。)                  |                                 |                       |       |
| 13 言語聴覚障害学総論(言語聴覚障害診断学を含む。)                               | 14 失語・高次脳機能障害学                  |                       |       |
| 15 言語発達障害学(脳性麻痺及び学習障害を含む。)                                |                                 |                       |       |
| 16 発声発語・嚥下障害学(音声障害、構音障害及び吃音を含む。)                          |                                 |                       |       |
| 17 聴覚障害学(小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。)              | 18 臨床実習                         |                       |       |

#### 2) 言語聴覚士法施行規則第16条(厚生労働省令で定める者)

法第33条第4号の厚生労働省令で定める者は、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程(旧職業訓練法(昭和33年法律第133号)による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程、職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法(昭和44年法律第64号)による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程、旧職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程及び九年改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を含む。)において法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者とする。

法制定時の考え方に照らし合わせて、およそ3,000時間の養成時間の中で、言語聴覚士の国家試験受験資格の取得までに求められる要素は、下記3つと考えられる。

- 1) 豊かな人間性、創造性、社会の形成者として必要な資質等を養うための修業期間（1年以上）
- 2) 教養に関する知識等とその養成に要する期間としての基礎科目の履修（12単位）
- 3) 言語聴覚士に求められる知識等とその養成に要する期間としての専門基礎分野及び専門分野の科目の履修（73単位）

## 言語聴覚士法 第33条第4号

大学において、告示227号で定める以下の科目を修めて卒業した者 ※法第33条第1号の専門基礎分野及び専門分野の教育内容に相当する科目  
 [基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学、臨床実習]

## 言語聴覚士法 第33条第1号

指定施設において、3年以上言語聴覚士として必要な知識・技能を修得したもの

## 言語聴覚士法 第33条第3号

大学、高専、施行規則第15条で定める学校、文教研修施設、養成所において1年（高専は4年）以上修業し、かつ、告示226号で定める科目を修めた者

- <告示226号で定める科目>
1. 人文科学のうち2科目
  2. 社会科学のうち2科目
  3. 自然科学のうち2科目
  4. 外国語
  5. 保健体育
  6. 以下の科目のうち4科目
- [基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学、社会福祉・教育]

## 言語聴覚士法 第33条第5号

・大学を卒業した者 又は、施行規則第17条で定める者及び準ずる者

指定施設にて、2年以上言語聴覚士として必要な知識・技能を修得したもの  
 ※法第33条第1号の専門基礎分野及び専門分野の教育内容

言語聴覚士国家試験

### ○言語聴覚士として必要な知識・技能：言語聴覚士学校養成所指定規則 別表第1（法第33条第1号）

教育内容	基礎分野					専門基礎分野										専門分野					選択必修分野	合計	
	人文科学2科目	社会科学2科目	自然科学2科目	外国語	保健体育	基礎医学	臨床医学	臨床歯科医学	音声・言語・聴覚医学	心理学	言語学	音声学	音響学	言語発達学	社会福祉・教育	言語聴覚障害学総論	失語・高次脳機能障害学	言語発達障害学	発声発語・嚥下障害学	聴覚障害学			臨床実習
単位数	2	2	2	4	2	3	6	1	3	7	2	2	2	1	2	4	6	6	9	7	12	8	93
備考	1科目は統計学とする					医学総論、解剖生理学及び病理学を含む	形成外科学を含む	口腔外科学を含む	神経系の構造、機能及び病態を含む	心理測定法を含む			聴覚心理学を含む	社会保険制度、リハビリテーション関係法規を含む			脳性麻痺及び学習障害を含む	吃音を含む	聴力検査並びに補聴器	聴覚障害学及び人工内耳を含む	実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと	専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと	

### ○言語聴覚士養成の指定施設基準：言語聴覚士学校養成所指定規則第4条第1項（法第33条第1号）

・修業年限、教育内容、専任教員・事務職員の数、専任教員の業務経験、1学級の定員数、専用の普通教室・実習室・図書室の設置、教育上必要な機械器具、模型及び図書、臨床実習を行うのに適当な実習用設備を有する病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること等。

大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得する場合、教育の水準が他の要件と整合性が取れ、かつ教育の質が下がらないことを前提とした受験資格にする必要がある。事例及び前ページに基づき、今後想定される具体的なケースとその考え方を以下のように整理して明文化してはどうか。

(現行) 法第33条第4号

大学(言語聴覚士として必要な知識・技能に相当する科目を履修)



言語聴覚士  
国家試験

想定される具体的なケース

1)

大学

+

大学院(2年)



2)

学位授与機構による  
学位(学士)取得

+

大学院(2年)



3)

学校教育法に基づく大学等にて1年  
以上修業し、かつ厚生労働大臣指定  
科目取得(法第33条第3号と同内容)



大学院(2年)



### 具体的な整理 (事務局提案)

以下の3ケースについて、それぞれの要件を満たす場合には、言語聴覚士国家試験を受験することを可能としてはどうか。

#### 1) 大学の卒業に加え、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得をするケース

大学院において2年以上専門基礎分野及び専門分野に相当する教育内容(※)を求めることとする。

※法第33条第4号に規定されている厚生労働大臣の指定する科目の履修に関して、単位数等の具体的な基準を明確化することで同法第1号と整合性が取れた教育水準とする見込みであり、同基準を大学院の教育内容においても適用する。(以下の2)及び3)にも適用)

#### 2) 大学を卒業していないが、学位授与機構により学位(学士)を取得していることに加え、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得をするケース

学校教育法において、「学位授与機構による学位(学士)取得」は、「大学の卒業」をした者に対して行われることとされている。これを踏まえ、「大学の卒業」に準ずるものとして、学位授与機構による学位(学士)の取得を求めることとする。加えて、大学院については、1)と同様の扱いとする。

なお、豊かな人間性、創造性、社会の形成者として必要な資質等が養われているかは、「学位授与機構による学位(学士)取得」では、学位(学士)審査の通過をもって証明とする。

#### 3) 大学の卒業又は学位(学士)取得はなく、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得をするケース

法第33条第3号と同様に、短期大学を含む大学、高専、施行規則第15条で定める学校、文教研修施設、養成所において1年(高専は4年)以上修業し、かつ、厚生労働大臣が告示で指定する科目を修めた者であることを求めることとする。加えて、大学院については、1)と同様の扱いとする。

# 言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会(第3回)で 国家資格の受験資格取得のための要件について構成員よりいただいたご意見

## 1. 大学院関係について

- ホームページを検索して掲載されている内容から、言語聴覚士の大学院設置校は13校(修士課程13校、博士課程9校)となっている。
- 大学院は資格取得を目的とした課程ではなく、修士課程であれば修士課程としての必要な研究能力等を教育する場であるため、ただ単に資格取得のみを目的とした修士課程というのは好ましくないが、現状、このような施設があり今後の課題になると思われる。
- 学校経営の立場としては、国家資格と修士号を同時に与えられることは、付加価値が2つ付くものであり、これにより学生募集がしやすくなることも想定され、与える影響が極めて大きい。

## 2. 法第33条第4号を見直すことについて

- 法第33条第4号は法制定時から制定されており議論の余地はないが、大学院は新たな論点となるため、制度を含めてしっかりと議論すべき。
- 言語聴覚士は、現在、専門学校、大学のいずれも定員割れしている養成課程があるなかで、制度を新たに上積みして受験要件を拡げるべきなのか。
- 医療プロフェッショナルリズム等の教育により、共同に倫理観をもつことが医療関係職種において重要となる中、第4号の受験要件を他分野の大学を卒業した後、単位の寄せ集めにより満たせるものとして拡大していくことについては、構成員のご意見を十分に確認し相当慎重であるべき。
- 大学院は大学と大きく異なり、修了に必要な単位数も大学ほどは多くないため、受験要件に加えるならば同等の臨床実習や教育を担保すべき。
- 大学院を加えて実施する場合、第4号に該当する大学の課程であるかは、国家資格に関わる単位認定や課程承認であるため、受験申請時の書類審査のみに頼るのではなく、できれば厚生労働省医政局医事課で事前に協議審査を行う体制とすべき。
- 臨床実習を含めて必要な設備、機器等が揃って初めて十分な教育がなされるため、現行の法第33条第4号に該当する全てにおいて、しっかりとした教育設備、条件が整っているということが何らかの形で明記されることが望まれる。
- 法第33条第4号を設置している意義については、今後の論点として時間をかけて検討されるべきものかと思われる。

## 3. 事務局提案の内容について

- 言語聴覚士の教員のなかでも、臨床実習等を含めた必要な教育量からみて、大卒2年課程は実施が困難であることから反対する意見がある一方、非常に多彩な面白い人材が大卒2年課程から生まれているため残すべきという意見もあり、2つに分かれている。
- 指定校とあまり違いがない程度の質を担保して設置するのであれば、事実上指定校と変わらないが、たまたま第4号に外形的に当てはまらない事例が出たことから議論しているならば、本末転倒ではないか。
- 2年で大学院本来の研究を行いながら言語聴覚士の免許を取得するのは非常に困難であり、現実的には2年半、3年と長期になることが予想されるため、大学院の修業年限はこれを加味したものとなるよう「2年以上」等の書きぶりとするべき。
- 大学院を法第33条第4号に加えるとともに、同号の全ての養成施設について、厚生労働省医政局医事課で協議審査し、その後の受験申請で再度確認する運用とすることが文面上わかりにくいと、表現を修正すべき。
- 1)と2)は、推奨しているように取れる面もあるが、質の担保も含めて表現等を工夫する必要がある。
- 3)は結局のところ、3年間で修士号と国家資格を同時に取れる道を開くことになり、年齢等も含めて相当慎重に考えるべきではないか。

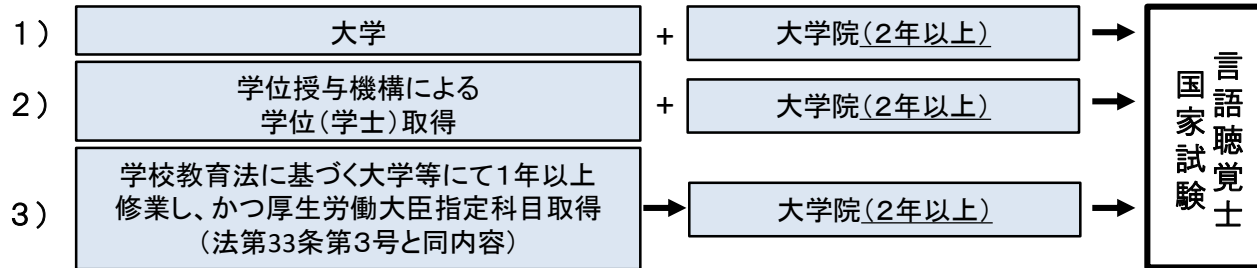
# 国家資格の受験資格取得のための要件に関する事項

## <再掲> 構成員よりいただいたご意見

- ▶ 大学院は大学と大きく異なり、修了に必要な単位数も大学ほどは多くないため、受験要件に加えるならば同等の臨床実習や教育を担保すべき。
- ▶ 大学院を加えて実施する場合、第4号に該当する大学の課程であるかは、国家資格に関わる単位認定や課程承認であるため、受験申請時の書類審査のみに頼るのではなく、できれば厚生労働省医政局医事課で事前に協議審査を行う体制とすべき。
- ▶ 臨床実習を含めて必要な設備、機器等が初めて十分な教育がなされるため、現行の法第33条第4号に該当する全てにおいて、しっかりとした教育設備、条件が整っているということが何らかの形で明記されることが望まれる。
- ▶ 2年で大学院本来の研究を行いながら言語聴覚士の免許を取得するのは非常に困難であり、現実的には2年半、3年と長期になることが予想されるため、大学院の修業年限はこれを加味したものとなるよう「2年以上」等の書きぶりとするべき。
- ▶ 大学院を法第33条第4号に加えるとともに、同号の全ての養成施設について厚生労働省医政局医事課で協議審査し、その後の受験申請で再度確認する運用とすることが文面上わかりにくいいため、表現を修正すべき。
- ▶ 1) と2) は、推奨しているように取れる面もあるが、質の担保も含めて表現等を工夫する必要がある。
- ▶ 3) は結局のところ、3年間で修士号と国家資格を同時に取れる道を開くことになり、年齢等も含めて相当慎重に考えるべきではないか。

## 背景・事務局提案

※前回提示内容からの変更内容



- これまでの法第33条第4号は、言語聴覚士に求められる知識等の履修を大学における卒業とともに求めるものの、その他に教育上の要件等は特段の定めはない。このため、大学院への適用にあたっては、いただいたご意見を踏まえ、以下の通りの考え方で整理を行うこととしてはどうか。

### <1) 大学の卒業に加え、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得をするケース>

- ・言語聴覚士の資格修得に求められる知識等の修得との両立及びその養成に要する期間を確保するため、2年以上の修業年限とする。
- ・法第33条第4号に規定されている厚生労働大臣の指定する科目の履修に関する教育目標、具体的教育内容及び単位数の基準を明確化した上で同基準を大学院の教育内容においても適用するとともに、備品については指定校に求める「教育上必要な機械器具、模型」と同じ記載とする。※1
- ・今回のカリキュラム見直しによる改正に伴い、大学院を含む同号の各養成施設における指定科目の協議審査及び承認について、学生を受入れる前に厚生労働省医政局医事課にて行う。※2 ※1、※2は2)及び3)にも適用する

### <2) 大学の卒業していないが、学位授与機構による学位(学士)を取得していることに加え、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得するケース>

- ・学位授与機構による学位(学士)は、「大学の卒業」に準ずるものとして扱う。

### <3) 大学の卒業や学位(学士)取得はなく、大学院にて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得するケース>

- ・学校教育法に基づく大学等にて1年以上修業し、かつ厚生労働大臣が指定する科目を取得した者が、大学院において、指定する科目を履修した場合は、養成に必要となる合計93単位、3,000時間の養成時間が確保されているため、法第33条第3号と同様に受験資格を認める。